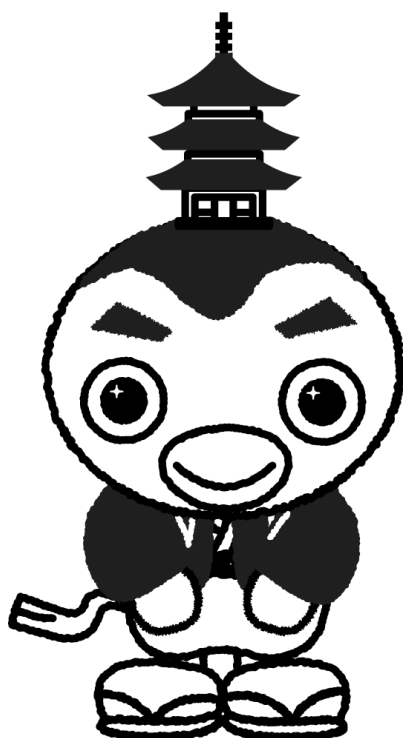


つくばみらい市 住宅改修の手引き



令和2年3月

つくばみらい市役所 保健福祉部 介護福祉課
〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地
TEL0297-58-2111 介護福祉課 給付係

利用できる方

つくばみらい市の被保険者であり、介護保険の要介護（要支援）認定を受け、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活されている方。

※病院に入院、施設に入所している場合は利用できません。

※月に数回の在宅での生活（外泊や一時帰宅）は利用できません。

※住宅改修費の支給には、着工前に事前申請が必要となっています。事前申請をせずに行った改修は支給対象となりません。

利用限度額

要介護・要支援度にかかわらず、要介護（支援）者一人当たり20万円までです。20万円を超える改修を行った場合、超えた費用は全額自己負担となります。

被保険者の負担割合によって支給額が変わります。

（例 1割負担の方が20万円の改修を行った場合は1割の2万円が自己負担額、18万円が支給される額となります。）

また、その限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することができます。

【例外として再度利用できる場合】

- ・転居して住所が変わった場合
- ・要介護状態が著しく重くなった場合

初めて住宅改修を行ったときの「要介護等の状態区分」を基準として、その段階が3段階以上上がった場合。具体的には下記の表のとおり。

※この取扱いは、同一住宅、同一被保険者に対して1回のみ適用されます。

初めて住宅改修を行ったときの 要介護等の状態区分		3段階以上の変化
要介護2	→	要介護5
要介護1または要支援2	→	要介護4・5
要支援1	→	要介護3～5

支給方法

・償還払い方式

利用者が一旦費用の全額を住宅改修業者へ支払います。その後、申請により給付対象部分の金額を後日、利用者に給付する方式。

・受領委任払い方式

利用者が住宅改修業者へ支払う金額は自己負担分のみとなります。その後申請により給付対象部分の金額を後日、住宅改修業者へ給付する方式。また、受領委任払い方式は住宅改修業者がつくばみらい市に登録してあることが条件となります。

住宅改修の流れ

1. 事前相談

住宅改修を行う前に、担当ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員（以下ケアマネジャー等とする。）に希望を伝え、改修の内容を相談します。

2. 改修業者に見積を依頼

ご自身で希望の改修業者があればそちらへ依頼します。希望がない場合はケアマネジャー等から紹介してもらった事業所などへ依頼します。この際、改修業者によって金額が変わることもありますので、複数の改修業者から見積をとり、比較することが可能です。

3. 事前申請

必要書類を添えて介護福祉課へ申請します。必要書類は償還払い方式か受領委任払い方式で多少違いがあります。手引きの最後にチェックリストがありますのでそちらをご活用ください。

4. 確認

提出していただいた書類に基づいて住宅改修の内容等の確認を行います。確認作業は数日かかります。償還払い方式の場合は電話での連絡をいたします。受領委任払い方式の場合は電話での連絡と、「介護保険住宅改修着工承認通知書」を発行いたします。

5. 改修業者に施行を依頼

住宅改修の承認を受けたら、改修業者に連絡し改修に着手します。

6. 事後申請

工事が完了したら、必要書類を添えて介護福祉課へ申請します。こちらもチェックリストを用意したのでご活用ください。申請をいただいてから2～3ヶ月後の振込となります。振込日が決定したら振込金額などを手紙で通知しますのでしばらくお待ちください。

支給対象となる住宅改修工事の種類

1. 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までに転倒予防や、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

2. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するまでの工事をいいます。例としては敷居を低くする、スロープの設置、または床のかさ上げなどが該当します。

3. 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから床材やビニール系床材等への変更。浴室、通路面においては床材の滑りにくいものへの変更が該当します。

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更も含まれます。

5. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事が該当します。

6. その他1～5に付帯して必要となる工事

- ・手すりの取付けのための壁の下地補強
- ・浴室の段差解消に伴う給排水設備工事
- ・床材や通路面の変更に伴う下地の補修や補強のための工事
- ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事
- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く。）
- ・便器の取替えに伴う床材の変更

住宅改修（償還払い方式）チェックリスト

事前申請

No.	書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書		
2	住宅改修が必要な理由書		
3	住宅所有者の承諾書	所有者が本人の場合は不要です	
4	委任状	振込先の口座が本人の場合は不要です	
5	工事個所の確認できる図面		
6	改修前の写真	日付が入ったものに限りです	
7	改修費用見積書		
8	部材のカタログの写し	利用する部材にマークをお願いします	
9	複数事業者へ説明したことがわかる資料	相見積や経過記録など ※理由書に記載がある場合は不要です	

事後申請

No.	書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	改修後の写真	日付が入ったものに限りです	
2	領収書	被保険者あてのものに限りです	
3	その他	着工日と完成日をお伺いしますので確認をお願いします	

住宅改修（受領委任払い方式）チェックリスト

事前申請

No.	書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	介護保険住宅改修費支給申請に係る事前申請書		
2	住宅改修が必要な理由書		
3	住宅所有者の承諾書	所有者が本人の場合は不要です	
4	工事個所の確認できる図面		
5	改修前の写真	日付が入ったものに限りませ	
6	改修費用見積書		
7	部材のカタログの写し	利用する部材にマークをお願いします	
8	複数事業者へ説明したことがわかる資料	相見積や経過記録など ※理由書に記載がある場合は不要です	

事後申請

No.	書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払用）	被保険者と事業者印を押印してください	
2	改修後の写真	日付が入ったものに限りませ	
3	領収書	被保険者あてのものに限りませ	